

# 令和6年度「ご縁スイーツグランプリ」企画運営業務 提案競技実施要領

## 1. 趣旨

当連盟では、平成17年度に発足した神話の国 縁結び観光協会が解散後、令和3年度から特別会計を設置して同観光協会の事業を引き継ぎ、松江市・出雲市・安来市のエリアを「&ご縁の聖地」としてリブランディングし、同エリアへの誘客促進事業を実施している。

現在、このエリアの着地メニューとして、「ご縁スイーツ」を提供している飲食店をWEBや旅行会社を通じて紹介するとともに、旅行会社が造成する宿泊商品で「ご縁スイーツ・出雲路そば巡り電子クーポン」を発行して、このエリアで宿泊を伴う旅行需要の喚起を行っている。

このたび、魅力度・満足度などが最も高い「ご縁スイーツ」を「ご縁スイーツ」グランプリ受賞メニューとして顕彰する取組を通じて、ご縁スイーツ登録店舗やメニューのラインナップを拡充し、「ご縁スイーツ」の認知度を高め、さらなる誘客促進につなげることを目的とする。

このことについて、当要領により提案競技を実施し、業務の受託候補者を選定する。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度「ご縁スイーツグランプリ」企画運営業務
- (2) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年10月31日まで
- (4) 委託料上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、当連盟から申請中の本業務を含む関連事業が観光庁の補助事業に採択された場合は、委託料の上限は3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

## 3. 応募資格

この企画提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者としてします。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1人以上が県内法人であること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
  - ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ②地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ③国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - ④直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
  - ⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

- ⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- ⑦複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

#### 4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1)募集期間	<p>令和6年4月22日（月）～令和6年4月30日（火）17時まで</p> <p>※企画提案競技参加表明書等の様式は、連盟のホームページで閲覧・ダウンロードできるほか、下記提出先及び問合せ先で配布する。</p>
(2)企画提案の参加表明書の提出	<p>企画提案に参加する場合、企画提案競技参加表明書（様式1）及び添付資料を令和6年4月30日（火）17時までに持参、または郵送により1部提出すること。※持参の場合は受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。</p> <p><b>【添付資料】</b></p> <p>①単独事業者、コンソーシアムの構成員で島根県内に事業所を有する者の島根県税に関する納税証明書（発行後3ヵ月以内のもの、コピー可）</p> <p>※コンソーシアムの構成員で、島根県内に事業所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3ヵ月以内のもの、コピー可）</p> <p>②税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3ヵ月以内のもの、コピー可）</p> <p>③過去の類似事業実績（様式自由）</p> <p>④会社等組織概要（会社案内等）</p> <p>⑤コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し</p>

(3)参加資格通知 予定日	令和6年5月2日(木) ※企画提案競技参加表明書に記載の連絡担当者に対して、メールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。なお、連絡担当者のメールアドレス誤記載および各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式2)にて令和6年4月30日(火)17時までに持参、またはメールにより提出すること。
(5)質疑の回答予定日	令和6年5月9日(木)
(6)質疑の回答方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめて全て同じものを回答する。</li> <li>・企画提案競技参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。</li> <li>・メールアドレスの誤記載および各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。</li> </ul>
(7)企画提案書提出期限	令和6年5月22日(水) 17時
(8)提案者プレゼンテーション及び 審査予定日等	<p>令和6年5月29日(水)</p> <p>※プレゼンテーションの時間・場所については、参加資格通知者へ別途通知する。</p> <p>※提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。</p>
(9)受託候補者の決定	令和6年5月末を予定
<p><b>【提出先及び問い合わせ先】</b></p> <p>公益社団法人島根県観光連盟 担当：広野</p> <p>〒690-8501 島根県松江市殿町1</p> <p>TEL：0852-21-3969 FAX：0852-22-5580 E-mail：s-hirono@shimakanren.or.jp</p>	

## 5. 企画提案書の作成、提出方法

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書(様式3)により作成する。</li> <li>・書式は原則としてA4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷可とする。 (図表等は必要に応じA3判の折り込みも可)</li> </ul>
---------	--

<p>(2)提出方法</p>	<p>①企画提案書 6部</p> <p>②見積書 6部(本書1部、コピー5部) 令和6年5月22日(水)17時までに、持参または郵送により提出すること。</p> <p>※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土日祝は除く)までとし、郵送の場合は、郵便書留により17時までに必着のこと。</p> <p>※見積書(押印不要)の宛名は、「公益社団法人島根県観光連盟 会長 鷗鷗順」とし、貴社代表者の職氏名を記載すること。</p>
<p>(3)その他の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案競技参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの</li> <li>②上記(1)作成方法に適合しないもの</li> <li>③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。</li> <li>④虚偽の内容が記載されているもの。</li> </ul> </li> <li>・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、10,000円(消費税等含む)を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。</li> <li>・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</li> <li>・企画提案の採否は、文書で通知する。</li> <li>・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。</li> <li>・本要領に基づき提出された書類は返還しない。</li> </ul>

## 6. 審査方法等

<p>(1)審査方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された企画提案書に基づき、審査会において次項の審査内容により審査を行い、業務の内容に適する企画提案を提出した者(1者を予定)を本業務の受託候補者として選定する。なお、多数の参加表明があった場合、審査基準に基づき、書類審査を行い、審査会(提案者プレゼンテーション)への参加者を選考する。</li> <li>・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。</li> </ul>
<p>(2)審査内容</p>	<p>①「ご縁スイーツ」グランプリにエントリーする飲食店等を募る方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分なエントリーの応募が期待できる方法となっているか。</li> <li>・エントリー店舗の目標数が妥当であるか。</li> </ul>

	<p>②「ご縁スイーツ」グランプリの部門</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門についての提案が適切であるか。</li> </ul> <p>③グランプリメニューを決定する方法、基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般投票（アンケート）の内容、実施方法、投票目標数が適切な企画となっているか。</li> <li>・専門審査員の候補が適切かつ実現可能な提案となっているか。</li> <li>・グランプリメニューを決定するための審査基準が適切に考えられているか。</li> </ul> <p>④グランプリ、準グランプリ受賞店舗への表彰、副賞授与の企画が適切であるか。</p> <p>⑤実現性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的で実現可能なスケジュール・内容が提案されているか。</li> <li>・本業務を円滑かつ確実に遂行することのできる実施体制・人員が整っているか。</li> <li>・過去の実績や豊富な経験を有しているか。</li> </ul> <p>⑥経済性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に見合った適切な見積価格になっているか。</li> <li>・予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか。</li> <li>・観光庁の補助金が不採択となった場合も本業務を受託し、本業務の目的を達成できる見込みがあるか。</li> </ul>
(3)応募者の採否通知	令和6年5月末に、提案者全員に通知する。

## 7. 契約手続等

(1)委託期間	契約締結日から令和6年10月31日まで
(2)委託料上限額	<p>2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>※ただし、当連盟から申請中の本業務を含む関連事業が観光庁の補助事業に採択された場合は、委託料の上限は3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。</p> <p>※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、連盟との打ち合わせに要する費用を含む。</p>
(3)契約方法等	受託候補者と委託内容、委託料について協議の上、見積書を徴取し、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、受託候補者との協議に基づき、企画および仕様書の内容を変更する場合がある。

(4)契約書及び 業務仕様書	契約にあたっては、契約書及び委託業務仕様書を別途作成する。
(5)委託料の支払	原則として業務完了後の支払いとする。ただし、契約に基づき契約額の一部を概算払いすることができる。
(6)一括下請けおよび 再委託の禁止	業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。
(7)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則に準じる。
(8)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)を遵守すること。